

現場代理人の兼務要件の緩和について

現場代理人の兼任要件を緩和することとし、「柏市建設工事の現場代理人の兼任に関する取扱要領」を改正しましたのでお知らせします。

1 現場代理人の常駐義務の緩和の要件

現在	改正後
市長が発注する工事に限る。	<u>市長又は水道事業管理者が発注する工事に限る。</u>
請負金額が2,500万円未満であること。	<u>請負金額が3,500万円（建築一式工事にあつては、7,000万円）未満であること。</u>
建設業法別表第1に掲げる工事の種類が同一であること。	<u>工事の種類が同一でなくても可とする。</u>

2 営業所における専任の技術者と現場代理人の兼務

現在	改正後
請負金額が2,500万円未満であること。	<u>請負金額が3,500万円（建築一式工事にあつては、7,000万円）未満であること。</u>

3 取扱い開始時期

令和4年1月19日（水）公告分から運用を開始します。